

地方自治法施行令

昭和22年 5月 3日政令第16号

改正：令和 2年 1月28日政令第11号（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令）

改正前	改正後
-その他-	
施行日：令和 2年 2月 1日	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 1月28日 政令 第11号～	
施行日：令和 2年 2月 1日	
◆追加◆	附 則（令和二・一・二八政一）抄
-改正法・附則- ～令和 2年 1月28日 政令 第11号～	
施行日：令和 2年 2月 1日	
◆追加◆	（施行期日） 1 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日〔令和二年二月七日〕から施行する。
